

～お客さまにわかりやすく、安心してご加入できる商品・保障の充実に向けて～

「既契約の支払事由等の一部最新化」を実施します！

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 松尾 憲治）は、2009年10月2日に既契約の3つの支払事由等の最新化を実施します。

これは、現在のご契約の保障内容を「追加保険料なし」で最新化を図ることを目的として、10月2日時点でご継続いただいているご契約を対象に、現時点で最新となる一部の支払事由・通算限度を、「お手続きなし」で自動的に適用するものです。

これにより、これまで健康上の理由などで新たな保障に切り替えできなかったお客さまも、「お申込みや告知なし」で支払事由・通算限度の一部が最新の内容に変わります。

具体的には、「特定疾病保険金の支払事由等の拡大」、「入院給付金の通算支払日数限度の延長」、および「手術給付金の通算支払限度等の撤廃」の3つの最新化を行ないます。

なお、本内容および対象のご契約につきましては、2009年9月に順次発送予定の「明治安田生命からのお知らせ」（年1回、ご契約内容をお知らせする通知）にて、お客さまに事前にご案内します。また、定期的かつ能動的なアフターサービス活動である「安心サービス活動」のなかでも、対象となるお客さまに事前にご案内する予定です。

今後も、「お客さまにわかりやすく、安心感のある商品の充実」に向け、引き続き取り組んでまいります。

本内容につきましては、現時点では、約550万件のご契約が対象となる予定です。ただし、2009年10月2日までご契約をご継続いただくことが適用の条件になります。

「既契約の支払事由等の一部最新化」の主な内容

その1

特定疾病保険金を所定の手術を受けたときにもお支払いします！

- ・特定疾病保障定期保険特約等で、急性心筋梗塞および脳卒中を発病した場合の支払事由^(注)に定める「60日以上労働制限」等の要件に、「その疾病の治療を直接の目的とした所定の手術を受けたとき」を追加し、手術を受けたときはすぐにお支払いできるよう、支払事由を拡大します。

(注) 現在の支払事由は、急性心筋梗塞を発病した場合は「60日以上労働の制限を必要とする状態の継続」が、脳卒中を発病した場合は「60日以上他覚的な神経学的後遺症の継続」が要件となります。

その2

入院給付金の通算支払日数限度を延長します！

- ・入院保障特約（A）等の入院給付金の通算支払日数限度を、「通算して700日分」から「通算して1,095日分」^(注)に改定し、通算支払日数限度を延長します。

(注) 一部の保険種類については、「通算して365日分」から「通算して730日分」に延長します。

その3

手術給付金の通算支払限度を撤廃します！

- ・手術保障特約等の手術給付金の通算支払限度を、「給付割合の10割（または給付倍率の200倍）」から「無制限」に改定し、通算支払限度を撤廃します。

(1) 実施時期

- ・ 2009年10月1日以前に締結した契約について、2009年10月2日に適用。
- ・ 2009年10月2日以降の契約日・中途付加日・更新日分について適用。

(2) 支払事由等の一部最新化の具体的内容

ア. 特定疾病保険金の支払事由等の拡大

①改定の内容

特定疾病保障定期保険特約等で「急性心筋梗塞」「脳卒中」を対象とする特定疾病保険金の支払事由^(注)に、「その疾病の治療を直接の目的とした所定の手術を受けたとき」を追加します。

(注) 現在の支払事由

- ・ 急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日をふくめて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき
- ・ 脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日をふくめて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

②既契約の取扱い

2009年10月2日以降に特定疾病保険金の請求があっても、急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的とした所定の手術の日が2009年10月1日以前の場合は、所定の手術によるお支払いの対象とはなりません（改定前の支払事由が適用になります）。

イ. 入院給付金の通算支払日数限度の延長

①改定の内容

入院保障特約（A）等の入院給付金の通算支払日数限度を、下表のとおり改定します。

改定後	現行 ^(注)
1,095日	700日

(注) 現行の通算支払日数限度について、保障付積立保険災害入院保障特約は300日、特別個人定期保険入院保障特約の疾病入院給付金は500日です。

- ◆ 契約日が2009年1月1日以前（注）の5年ごと利差配当付医療保険（60日型）、5年ごと利差配当付新医療保険（60日型）、5年ごと利差配当付女性医療保険、こども総合医療特約については、下表のとおり改定します。

改定後	現行
730日	365日

(注) 契約日が2009年1月2日以降の契約（特約）には適用済です。

②既契約の取扱い

2009年10月1日時点で改定前の通算支払日数限度に達している場合は、2009年10月2日以降の入院について、改定後の通算支払日数限度を適用します（対象契約（特約）が消滅している場合は適用になりません）。

ウ. 手術給付金の通算支払限度等の撤廃

①改定の内容

手術保障特約等の手術給付金の通算支払限度を、下表のとおり改定します。

改定後 ^(注)	現行
無制限	給付割合の10割 または 給付倍率の200倍

(注) 契約日が2009年1月2日以降のこども総合医療特約には適用済です。

②既契約の取扱い

2009年10月1日時点で通算支払限度に達している場合、2009年10月2日以降の手術については、改定後の通算支払限度（無制限）を適用します（対象契約（特約）が消滅している場合は適用になりません）。

(3) 対象となる保険種類

ア. 特定疾病保険金の支払事由等の拡大

特定疾病保障定期保険、無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）、特定疾病保障終身保険、無配当特定疾病保障定期保険、特定疾病保障定期保険特約（〔積立終身用〕）、特定疾病保障定期特約、特定疾病保障終身特約、特定疾病保障年金特約、増額保障特約〔積立終身用〕^(注1)、保険料払込免除特約^(注2)

(注1) 増額保障特約〔積立終身用〕については、特約条項の増額保障開始事由に新たな開始事由として追加します。

(注2) 保険料払込免除特約については、特約条項の保険料払込免除事由に新たな免除事由として追加します。

イ. 入院給付金の通算支払日数限度の延長

災害入院特約（〔積立終身用〕）、入院保障特約(A)・(B)・(C)（〔積立終身用〕）、ファミリー保障特約（〔積立終身用〕）、女性医療特約（〔積立終身用〕）、保障付積立保険災害入院保障特約、特別個人定期保険入院保障特約、レジャー保障特約、総合傷害保障特約（〔積立終身用〕）、こども総合医療特約^(注1)、こども入院保障特約、増額入院保障特約（〔積立終身用〕）、介護年金付終身保険入院保障特約、5年ごと利差配当付医療保険（60日型）、5年ごと利差配当付新医療保険（60日型）^(注1)、5年ごと利差配当付女性医療保険^(注1)、新・災害入院特約、新・家族災害入院特約、新・こども総合保障特約（1990）、こども医療特約、疾病入院特約（2001）、成人病入院特約（2001）、女性専用医療特約（2001）、長期入院特約（2001）、家族疾病入院特約（2001）、医療給付つき女性保険、無配当医療保険、ダイヤモンド保険、ダイヤモンド保険ゴールド、ダイヤモンド保険ヤング、ダイヤモンド保険ジュニア、災害保障特約^(注2)、災害疾病保障特約、交通災害保障特約、家族交通災害保障特約、家族保障特約、疾病保障特約、災害入院特約（1976）、災害入院特約（1981）、家族災害入院特約（1976）、家族災害入院特約（1981）、疾病入院特約（1976）、成人病入院特約、家族疾病入院特約、こども総合保障特約、疾病入院特約（1981）、家族疾病入院特約（1981）、成人病入院特約（1981）、こども総合保障特約（1981）、こども総合保障特約（1983）、特別終身保険用入院保障特約、新・疾病入院特約、新・成人病入院特約、新・家族疾病入院特約、特別終身保険用新・入院保障特約、新・こども総合保障特約、女性専用医療特約、長期入院保障特約、がん入院特約、新・長期入院特約

(注1) 2009年1月1日以前にご契約いただいたものが対象となります。

(注2) 1969年4月2日以降にご契約いただいたものが対象となります。

ウ. 手術給付金の通算支払限度等の撤廃

手術保障特約（〔積立終身用〕）、ファミリー保障特約（〔積立終身用〕）、新退院給付特約（〔積立終身用〕）、こども手術保障特約、こども総合医療特約^(注)、5年ごと利差配当付医療保険

(注) 2009年1月1日以前にご契約いただいたものが対象となります。

(4) お客さまへのお知らせ

なお、本内容および対象のご契約につきましては、2009年9月に順次発送予定の「明治安田生命からのお知らせ」(年1回、ご契約内容をお知らせする通知)にて、お客さまに事前にご案内します。また、定期的かつ能動的なアフターサービス活動である「安心サービス活動」のなかでも、対象となるお客さまに事前にご案内する予定です。

このニュースリリースは保険募集を目的としたものではありません。詳細につきましては「商品パンフレット」等をご覧ください。

以 上